

茅ヶ崎市で事業を営まれている皆様へ

STOP!



# その出し方、 合ってますか？

**事業活動**に伴って生じた一部のごみは集積場所に出すことができますが、家庭用のごみ袋(黄色の指定袋)を使用して捨てることは**条例違反**となり、**行政指導**の対象となります。

**みどりの指定袋**を使用しましょう。

**産業廃棄物**を捨てた場合には**法律違反**となり、**処罰**の対象となります。

※1 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例  
※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

## 【茅ヶ崎市のルール】

- ① 自治会の承諾を得て
- ② みどりの指定袋に
- ③ 事業者名を記入し
- ④ 1回あたり40ℓまで



出せるもの		出せないもの
生ごみ・紙くず・木くず	古紙類・衣類・布類	その他(産業廃棄物)
		
出し方	出し方	
みどりの指定袋で	家庭系ごみと同じ	

規模の大小や営利目的の有無を問わず、あらゆる事業活動を営む者が事業者です。法律と茅ヶ崎市の条例では、すべての事業者に対して、次のとおり規定されています。

1 事業活動に伴って生じたごみを自らの責任において適正に処理しなければならない

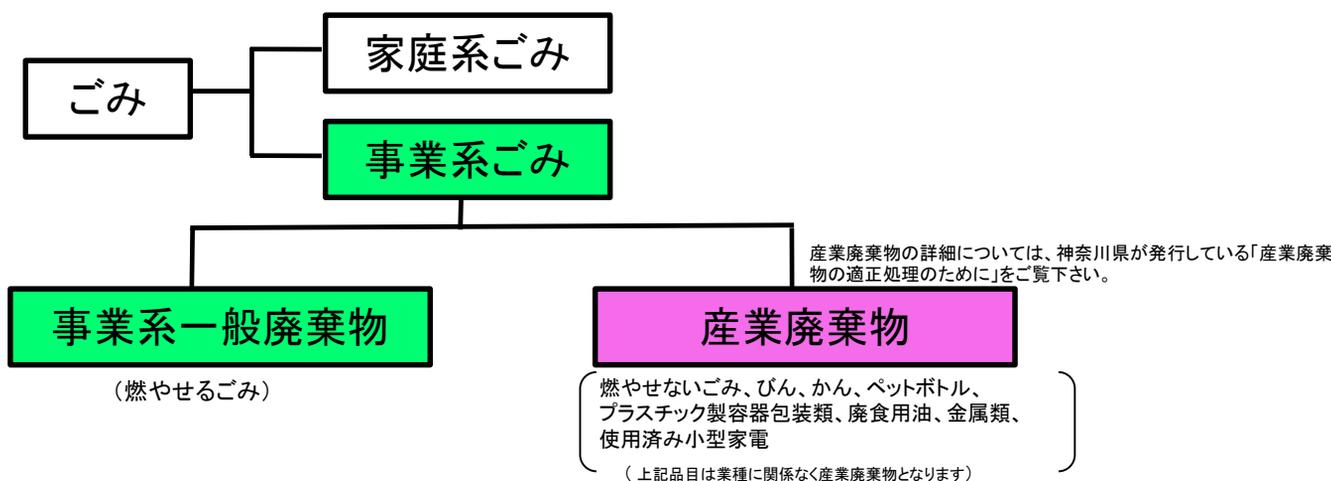
2 事業活動を行うに当たり、ごみの減量化・資源化に努めなければならない

3 ごみの減量化・資源化、適正処理に関し、国や市の施策に協力しなければならない



## 事業系ごみを適正に出しましょう

ごみは、家庭生活に伴って生じる「**家庭系ごみ**」と、事業活動に伴って生じる「**事業系ごみ**」に分かれます。さらに、事業系ごみは性状や業種によって、「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」に分かれます。



### 事業系一般廃棄物の処理方法

### 産業廃棄物の処理方法

1 一般廃棄物収集運搬業許可を受けている業者に委託する(有料)

1 産業廃棄物収集運搬業許可を得ている業者に委託する(有料)

2 環境事業センターに自ら捨てに行く(有料)

2 民間の産業廃棄物処分施設に捨てに行く(有料)

3 おもて面記載の【茅ヶ崎市のルール】①～④をすべて満たせば出すことができます。

産業廃棄物の処理委託については、神奈川県産業資源循環協会(☎045-681-2989)へお問い合わせ下さい。



## ご協力よろしくお願いたします

問い合わせ先

茅ヶ崎市環境部資源循環課

☎0467-81-7178 shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

茅ヶ崎市環境部環境事業センター

☎0467-57-0200 kankyujigyou@city.chigasaki.kanagawa.jp